

大阪市告示第888号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の徴収又は収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年6月27日

大阪市長 横山英幸

委託事務	受託者	委託期間
大阪市立北斎場及び大阪市立鶴見斎場の使用料及び手数料の収納に関する事務	北・鶴見斎苑管理グループ （代表者） イージス・グループ有限責任 事業組合 職務執行者 斎藤 孝宏	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
大阪市立小林斎場及び大阪市立佃斎場の使用料及び手数料の収納に関する事務	おおさか斎苑管理グループ （代表者） イージス・グループ有限責任 事業組合 職務執行者 斎藤 孝宏	
一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務	大阪広域環境施設組合 副管理者 山本 桂右	

（環境局総務部総務課）